

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

事業者資料

(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画

環境影響評価方法書に関する補足資料

1 2 湧水、地下水の水質調査について 1

平成27年3月6日
横浜市

1.1 湧水、地下水の水質調査について

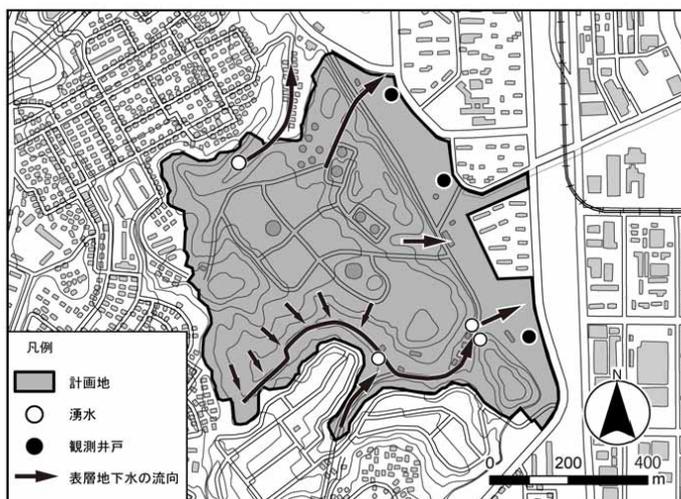
1 場内での地下水の水質調査地点について

(1) 地下水の流向

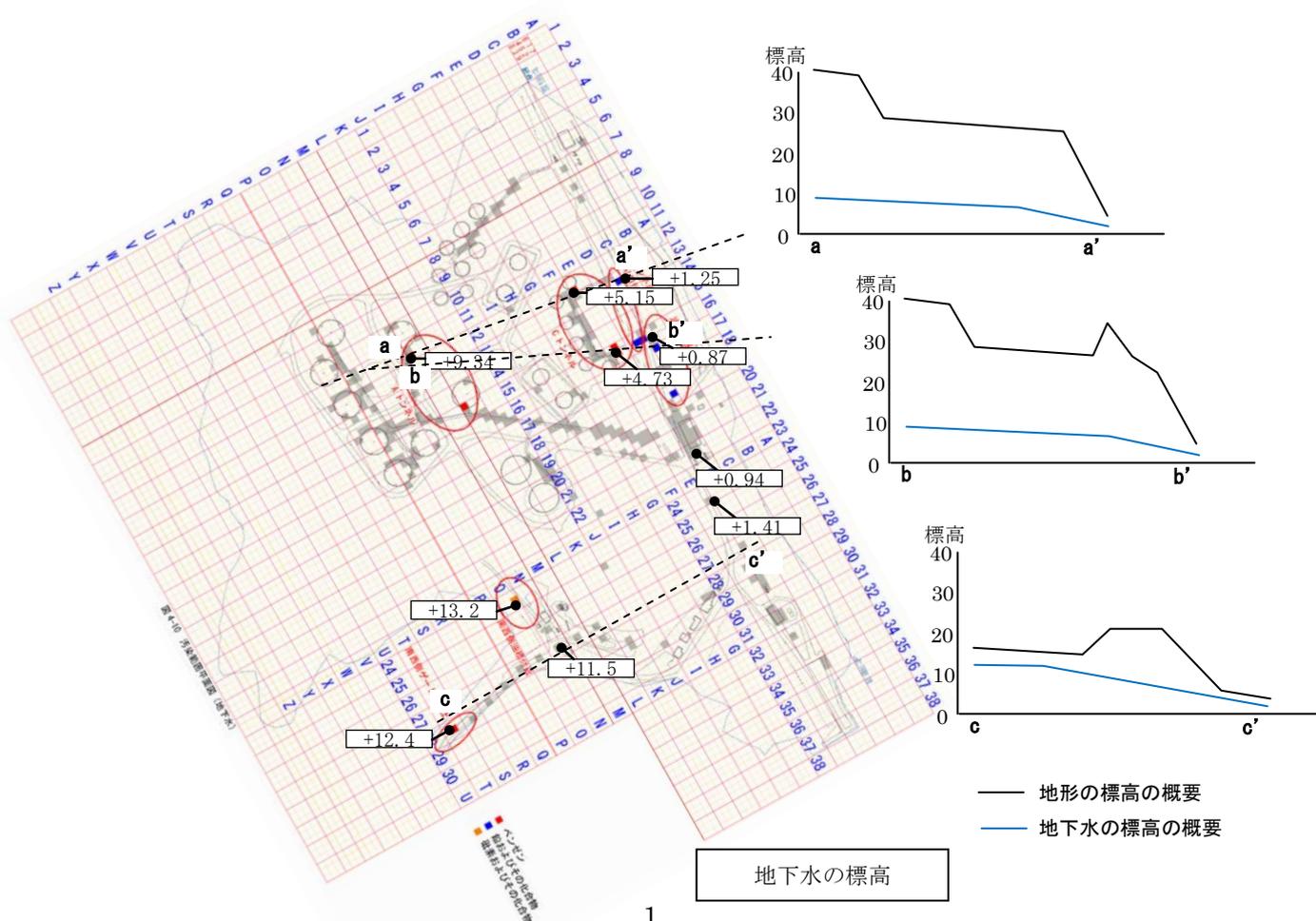
地下水の流下方向については、方法書 p41 に地下水の状況を示していますが、地下水位の高さのデータからも地下水の流向が確認できます。

計画地の丘陵地を形成する砂・泥細互層、砂質泥岩などは、地下水の涵養に乏しい地層となります。

計画地における地下水の流向は、大局的には海岸部に向う南東方向と考えられますが、丘陵部の表層地下水は、谷戸部に向かい斜面を流れて伏流水となり、湧水として地表に表出して表流水となることから、表流水の動向を考慮すると高い箇所から低い箇所に放射状に流れるものと考えられます。

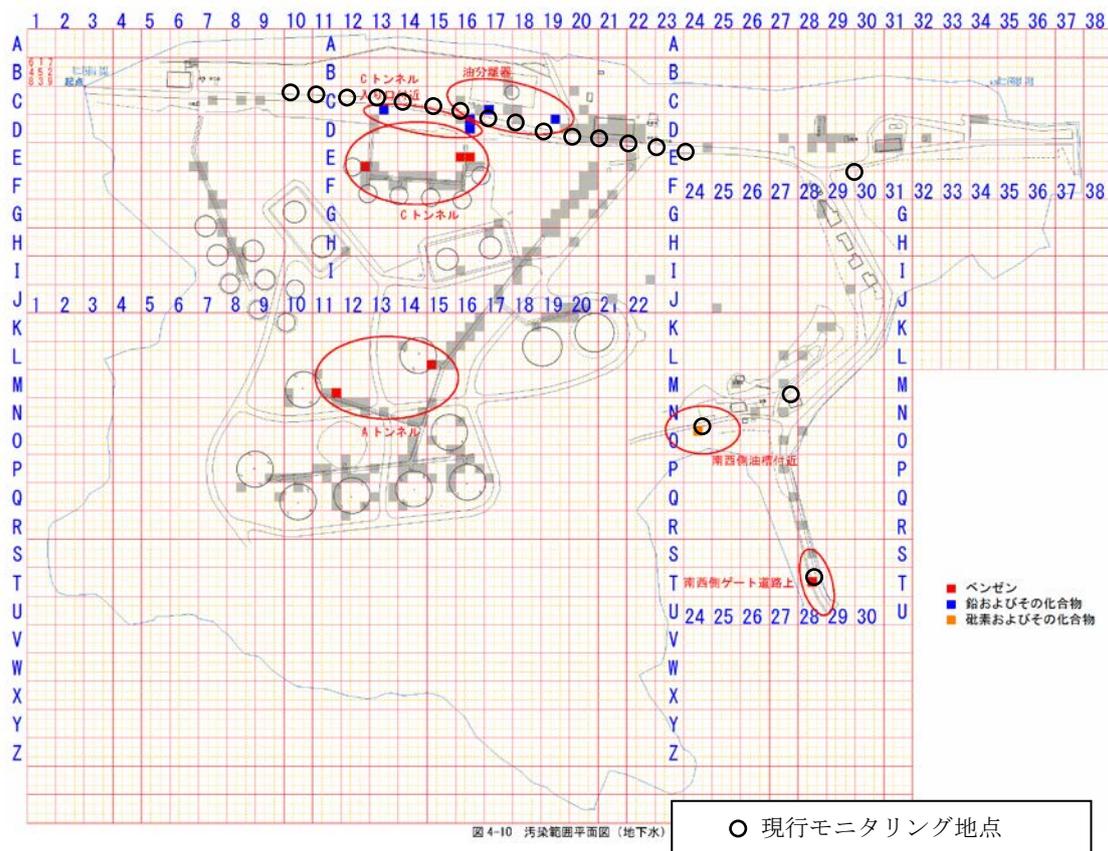


方法書 p41 より



(2) 現在、国が行っているモニタリング調査について

土壌汚染調査（平成 19 年～21 年度）の結果を受けて、現在、国が横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」とします。）第 61 条の 3 に基づき、地下水の浄化に係る措置として 19 地点でモニタリング調査を行っています。地下水の汚染物質としては、ベンゼンと砒素と鉛が基準値を超過して検出されましたが、100 年間に移動する距離がそれぞれ 1km、250m、80m（「特定有害物質を含む地下水が到達し得る「一定の範囲」の考え方」環境省）であることから、鉛（敷地の外まで 60m～90m 地点で基準値超過）は調査の対象とはせず、ベンゼンと砒素のみを調査対象とし、その下流の地点でモニタリングを行っています。



貯油施設であった土地については、今年度中に土壌汚染対策法（以下「法」とします。）に基づき、要措置区域等の区域の指定が行われる予定となっています。今後も引き続き、地下水の浄化に係る措置を継続することが必要であり、国が法令に基づいて行っているモニタリングの内容を、公園整備を行う時点から横浜市が引き継いで行っていきます。また、施設配置や施工上、モニタリング位置を変更する必要がある場合は、法令に基づき適正な位置に変更しモニタリングを継続します。

(3) 調査地点の追加について

条例に基づく措置を補完する目的で、鉛を対象とする調査を行います。地下水の鉛汚染が確認された地点の下流の地点で、条例に基づいて既に場内で行っているモニタリング調査に準じた方法で調査を行います。

2 計画地外の井戸の水質の安全性について

法に基づいて区域の指定を行うにあたって、事前に敷地周辺の飲用の井戸の有無の確認が行われています。その有無によって、法令により適用される対策や手続が決定し、例えば汚染土壌の除去などの健康被害を生じさせないための措置を行うこととなります。区域が指定されたことは公告し、市民に周知を行います。

事業の実施においては、適用される法令に基づき適切な対策を行うことで安全性を確保します。

なお災害応急用井戸は、災害時に洗浄水などの生活用水として活用することを目的とするものです。水質基準は、PH (5.8 以上 8.6 以下)、臭気 (異常でない)、色度 (5 度以下)、濁度 (2 度以下) のみで、飲用水は水道を使用することを勧めています。

3 方法書の記載内容の修正について

以上のことから、方法書の内容を次のように変更します。

調査項目		調査方法		調査地域・地点
地下水の状況 ・湧水の水質の状況	資料	「旧小柴貯油施設水文環境調査業務委託報告書」等の既存資料の収集整理、現地踏査により調査		計画地
	現地	隔膜電極法等により、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、T-P（全磷）、T-N（全窒素）、糞便性大腸菌群数、SS（浮遊性物質）、DO（溶存酸素量）を調査 ・2季（夏季、冬季）		計画地内 4 地点 （図 6.5 参照）
	現地	「旧小柴貯油施設水文環境調査業務委託報告書」等の既存資料の収集整理、現地踏査により調査 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査でモニタリングを行っている特定有害物質（ベンゼン、鉛及びその化合物）を調査 ・4季（春季、夏季、秋季、冬季）		計画地内 4 地点 （図 6.5 参照） ベンゼン、テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、鉛、砒素、油分を調査 ・2季（夏季、冬季）
地下水の状況 ・地下水の水質の状況	資料 現地	土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査結果等の調査報告書等の既存資料の収集整理、現地踏査により調査		計画地内 3 地点 （図 6.5 参照） ※1
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により調査		計画地 及びその周辺 ※2
降水量の状況	資料	横浜地方気象台の月ごとの降水量等の既存資料の収集整理により調査		横浜地方気象台
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を調査 ・「環境基本法」 ・「土壤汚染対策法」 ・「水質汚濁防止法」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」		計画地 及びその周辺 ※3

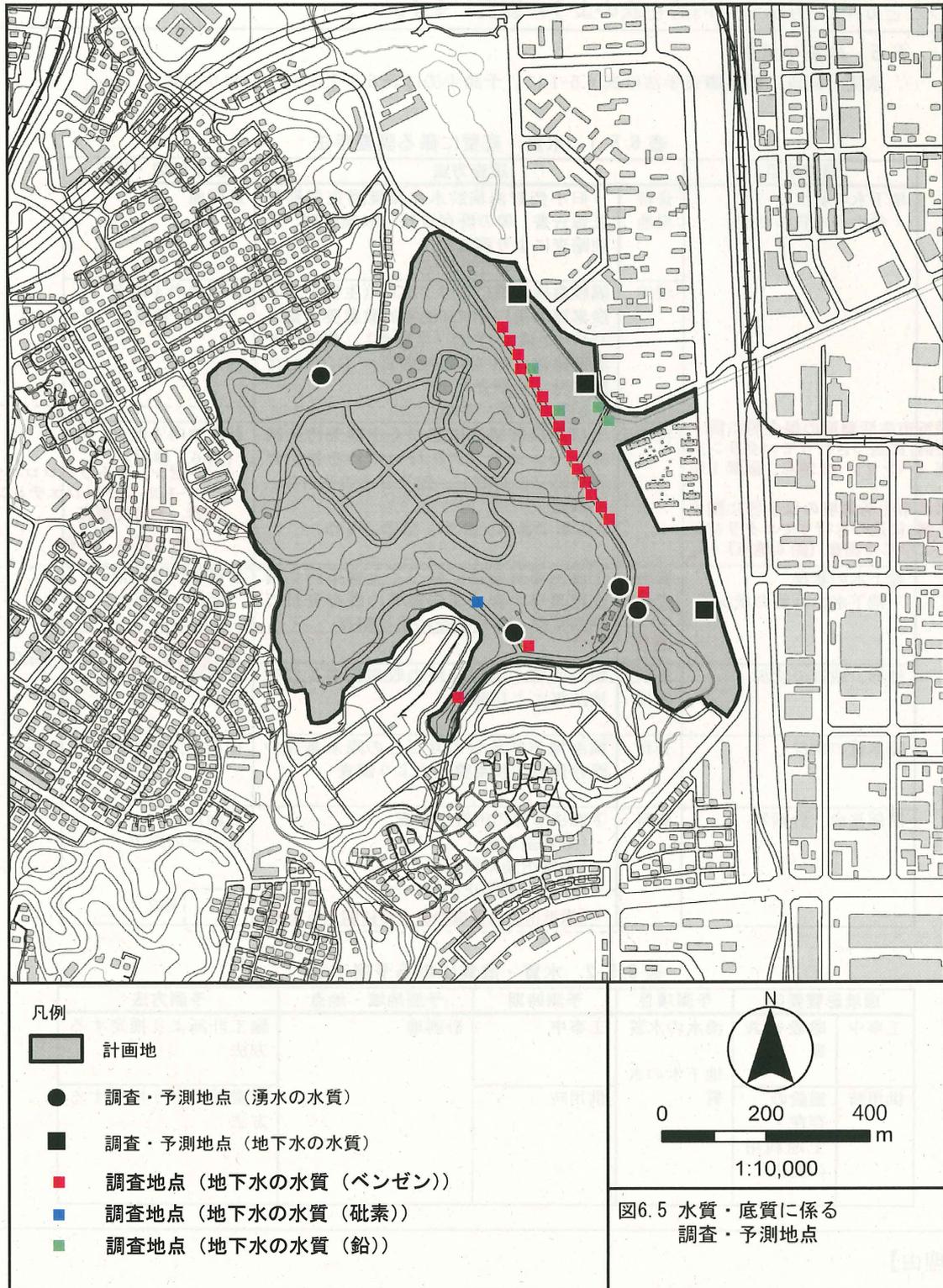
「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき行うモニタリング調査（ベンゼン 18 地点、砒素 1 地点）
「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき行うモニタリング調査に準じた調査（鉛 4 地点）

表 6.5-2 水質・底質に係る予測手法

環境影響要因		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	湧水の水質	工事中	計画地	施工計画より推定する方法
	施設の存在・土地利用の変化	地下水の水質	供用時		事業計画より推定する方法

【変更理由】

- ※1 調査対象としている 4 地点は湧水です。地下水のモニタリング調査とは切り離して整理します。湧水については、公園となることで人が水に触れる可能性が生じることから、調査対象を土壤汚染調査によって汚染が確認された全ての物質に増やし、水量の違う夏季と冬季に調査を行います。
- ※2 条例に基づき現在 19 地点で行っているモニタリング調査及び、鉛調査の 4 地点を調査地点として追加します。
- ※3 既に行っているモニタリング調査の根拠となる条例を明記します。



【変更理由】

条例に基づき現在 19 地点で行っているモニタリング調査及び、鉛調査の 4 地点を、地下水の水質の調査地点として追加します。

種別	事業	所在地
大田	(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画	神奈川県大田区
大田	(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画	神奈川県大田区

(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画
環境影響評価方法書説明会における
質疑及び意見の概要、事業者の説明等

平成 27 年 3 月 6 日

横浜市

1 説明会開催状況

説明会は計2回開催し、参加者は延べ90人でした。

開催日時	会場	参加人数
平成27年2月6日(金)午後7時開始	金沢区公会堂(講堂)	39人
平成27年2月8日(日)午後2時開始	能見台地区センター(多目的室)	51人

2 質疑及び意見の概要、事業者の説明等

(審査会報告のため、要点に下線を引いています。)

項目	質疑及び意見の概要	事業者の説明等
事業計画	なぜ整備に17年もかかるのか。横浜市に予算がないからなのか。	これだけ <u>大きな施設</u> なので、 <u>造成や工事の程度は小さいが、かなり長い期間をかけて工事をすることになる</u> 。できるだけ早くということは念頭において事業を進めていくが、 <u>タンク処理は時間がかかる</u> ということを御理解いただきたい。工事が終わったところについて、 <u>安全性を確保できる場所から、順次、供用をしていきたい</u> と考えている。
	平成44年までに <u>一部でもオープン</u> はしないのか。	順次、整備が完了した場所から <u>一部供用を開始する</u> 予定である。
	環境影響評価、都市計画の手続が平成28年までで、平成29年度から第一期が始まっているが、 <u>緑の広場空間創造エリア</u> にどのようなものが作られるかということは、 <u>平成29年度から検討</u> するのか、それとも平成28年度までに決めるのか。	環境影響評価と都市計画の手続と <u>並行して設計</u> を行う。
	<u>広域避難場所</u> はどこになるのか。	今後、防災の担当部署と相談して広域避難場所として機能できるエリアを決めていく。
	かまどベンチや <u>非常用トイレ</u> をどのような形でどういふところへ設置するかまで考えているのか。	災害の発生時にこの公園がどのような使われ方をするかを想定した上で、 <u>今後の設計の中で施設の配置</u> などを考えていく。
	<u>タンク</u> を保存して利用しながら宿泊できるようにするなど、 <u>避難生活に利用</u> できないか。	タンクの活用は、 <u>利用者の安全</u> について十分かつ慎重に考えなければならない。利用方法については、有効に活用できるように考えていく。

項目	質疑及び意見の概要	事業者の説明等
事業計画	<p>旧日本海軍が建設した小柴貯油施設の一部を保存するというので安心した。具体的に<u>どのタンクを残すのか。地下タンクに入っていくためのトンネルは利用されるのか。</u></p> <p>貴重な施設なので日本海軍の基地があったというモニュメントのようなものを残してもらえるのか。</p>	<p>タンクは調査中で、どのタンクを残すかはこれから検討する。残すからには、どのようなことに使われていたのかということも何かの形で表示をしたいと考えている。</p> <p>トンネルについては、<u>調査確認の上、安全面を考慮して慎重に対応していきたい。</u></p>
	<p>基本計画に対しての意見を出したが、それに関する説明会がなかった。NPO 法人で検討した結果をメールで送った。太陽光発電の活用など一部取り入れられた点もあるが、<u>タンクの活用</u>についてのお願いは内部でどのように取り扱われたか。</p>	<p>意見は受取っている。タンクについては色々な使い方が考えられる。<u>いただいた意見も考慮しながら考えていきたい。</u></p>
	<p>バスがUターンする<u>トンネル</u>は利用されるのか。</p>	<p>トンネルは国の所有になっていて、現在、国がトンネルの安全確認のための調査をしている。<u>引き続き国と協議をしていく。</u></p>
	<p>並木側から公園を抜けてバスがUターンするトンネルへのルートを考えているか。</p>	<p>並木までのバスは<u>今のところ考えていない。</u></p>
	<p>都市計画的な位置付け、広域でこの公園をどう考えているのか。<u>広域の計画として、グリーンバレー</u>や動物の移動経路、歴史環境等の社会的なことなども含まれると考えられる。</p>	<p>広域機能的な位置づけについては、三浦半島までに続くまでの想定はしていないが、<u>ヨコハマbプラン</u>のつながりの森構想で、市内における緑の連続性も考慮して計画していく。</p>
	<p>大きさ的には都市基幹公園的な位置付けで計画されていると思うが、<u>部分的に住区基幹公園的なものを加味することによって、住民と住民の新しい交流の場</u>になればいいと思う。</p>	<p>都市計画上、<u>広域公園として考えているが、実際の利用に関しては近隣の方が気軽に利用できるようなことも考えていきたい。</u>緑の広場空間創造エリアの広場などは近隣の方が気軽に利用できるという点では、<u>街中の公園に近い利用も想定される。</u></p>
	<p><u>海も何か計画があるか。</u></p>	<p>海域については、今回の<u>公園の計画のエリアには入っていない。</u>水路の部分は取り込んで入口として整備をすることを考えている。</p>
	<p>緑の広場空間創造エリアについて、具体的に<u>どのようなレクリエーション施設</u>ができるのか。どのような流れで決めていくのか。<u>住民の意見が反映できるのか。</u></p>	<p>具体的にどのような施設整備をするかはこれから検討する。公園の計画内容については、運営方法を含めて<u>皆様の御意見を聴いていきたい。</u></p>

項目	質疑及び意見の概要	事業者の説明等
事業計画	自然環境保全エリアはエリア全体に人が入れるのか。他のエリアも、 <u>敷地の端まで人は入れるのか。</u>	整備の具体的な内容はこれから検討する。利用者の安全も確保しなければならない。自然環境を保全する上で、通常は閉鎖するが、管理作業を行うときだけ立ち入る等の運営方法等も想定される。
	開港 150 周年の植樹事業による植樹はこのままなのか。樹木が大きくなってきて、通学路が暗く、不安を感じている。できれば、 <u>移植してここは開けた場所としてほしい。</u>	植樹の部分は、基本計画では駐車場予定地を含んでいる。 <u>樹木は公園内に移植する予定。</u>
	<u>土壌汚染の除去まで時間がかかるので、尾瀬のように</u> 柵橋をかけて歩けるようにするなど、早期開放に関する意見に対して、どう評価、検討されたか。	安全の観点から、 <u>土壌汚染対策工事の途中で柵橋を設置しての利用は難しい</u> と考えている。
	西柴方面の <u>出入口を増やしてもらえないか。</u>	<u>地形的に新しい出入口は難しい</u> と考えているが、利用者のために他の出入口が作れないかということは検討していきたい。
	どんどん竹林が増えている部分がある。このままでは樹林地の保全のためにならないので、 <u>早く竹林の手入れをするべき。</u>	樹林地を保全するにも適切な手入れが必要だと考えている。現在は国が管理しているので、 <u>国へ伝える。公園の整備が始まれば森を再生していく。</u> ボランティアとの連携も考えていきたい。
	<u>ビクターセンターのようなものは作らないのか。</u>	<u>学習拠点のようなものを計画している</u> ので、ビクターセンターの機能も確保できると考えている。
	運営に関して、総括は誰がやるようになるのか。日々の活動はどこが行うのか。舞岡公園のように <u>ボランティア活動等の運営をしっかりと</u> するようにしてもらいたい。	施設が大きいので市の管理だけでなく、 <u>指定管理者制度も活用しなければならない</u> と考えている。保全活動について、 <u>市民のボランティアによる協力をお願いすることも考えながら適切に管理運営ができる体制を整えていきたい。</u>
	エリアマネジメントの考え方で、 <u>経済的な影響評価</u> みたいなものを考えてプランニングの段階から <u>民営の施設を入れていく</u> ような計画はないのか。この公園を中心に横浜が自治体として新しい企画をやるということはないのか。	管理については、これから公園の設計を進める中で検討する。当然、指定管理者の検討もする。一方で、特に里山空間再生エリアや活動体験学習エリアに関しては、 <u>市民共同で公園施設を管理する</u> ということも想定している。 管理に係る費用を低減するという意味では重要な提案ではあるが、国有地を無償で貸付けを受けて公園を整備するということで、 <u>国の制約もある</u> のでどのようなことが可能かは国との協議事項になると考える。

項目	質疑及び意見の概要	事業者の説明等
環境影響評価 項目の選定	評価項目について、 <u>防犯</u> と言う観点からの項目はないのか。	民有地に接した部分の対応については、計画地の地形など状況を見ながら、 <u>公園の整備計画</u> の中で、安全性についてもどのような対応ができるか検討していく。
	<u>防犯</u> という項目が評価項目には追加されないのであれば、 <u>どのような形で配慮されるのか</u> 。	防犯については、 <u>環境影響評価ではなく公園をどう管理するか</u> という中で、検討することだと考えている。
土壌	<u>土壌汚染の項目</u> については既存資料の収集整理だけとなっているが、改めて調査をすることを考えた方が良いと思う。	小柴貯油施設はまだ国有地となっている。平成19年度から平成21年度の3箇年かけて法律に準じた方法で国が行った土壌汚染の調査を既存資料として、収集整理を行う。今後、土壌汚染対策については国と対応を協議していく。
安全	崖地に該当する部分がある。公園の整備を進める中で、 <u>崖地対策</u> もしていくのか。	これから調査を行い、 <u>対策の検討</u> を行う。
	<u>西柴台口からファーム口の間</u> が、崩壊の心配がある土地になっている。そこに対する今、分かっている <u>具体的な対応</u> について教えてほしい。	状況を調査して安全性にも配慮して今後、 <u>整備計画を検討</u> する。本格的な調査について本市としてはまだ行っていない。今後の説明会では、より具体的な説明ができるように対応していきたいと思う。
社会 地域	整備される施設によって <u>交通</u> などが左右されるのではないか。	<u>交通への影響</u> を考える。
その他	今回の <u>意見書</u> で意見を出すと、その意見をある程度反映して計画や設計が見直されるということか。	意見書の要旨と考え方を取りまとめて、環境影響審査会に資料として提出することになっている。さらに審査会の委員から意見をいただく。 <u>意見書の中身によって、計画に反映するかどうか</u> 検討する。
	公園整備の着手の前に周りの自治会に対して <u>住民説明会</u> をして、住民の了承を得るのか。	都市計画、環境影響評価の手続きの節目ごとに、御意見を伺う機会がある。 <u>工事に関する説明は、手続に関する説明の次の段階として機会を設けて、御意見を求めたい</u> と考えている。
	適宜、 <u>見学会</u> を実施しますとあるが、 <u>どういう内容</u> なのか。	安全性を検討した上で <u>計画を立てて御案内</u> したいと考えている。
	これで <u>公聴会</u> と言えるのか。	本日は環境影響評価の説明会で、都市計画の <u>公聴会</u> は別途開催する。
	<u>海側では説明会を一回もやらない</u> のか。	説明会の会場については、 <u>多くの方にお集まりいただける場所</u> 、かつ、比較的皆様が集まりやすい <u>場所</u> で二回設定した。

項目	質疑及び意見の概要	事業者の説明等
その他	現在ある金網に在日米軍の看板が残っている。近隣に訪れた海外の方に間違ったアナウンスになっている。すぐに撤去してほしい。	看板撤去については、国が管理者なので国に要請する。
	後々、 <u>国に返せ</u> と言われることはないのか。	無償貸付という形であるが、 <u>都市公園として都市計画決定</u> するので、市としては返すことは考えていない。
	<u>縦覧と閲覧</u> はどう違うのか。	<u>縦覧は、期間と場所を定めて</u> 図書を見てもらい、質問等があれば答えられるようになっている。 <u>閲覧は、期間を定めず</u> に図書を見てもらい、質問にはこたえられるようにはなっていない。